

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第168号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

資料1 議案第168号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年11月21日

健康福祉局

議案第 168 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 国民健康保険法の一部改正（令和 5 年法律第 31 号）
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正（令和 5 年政令第 243 号）
- (3) 地方税法の一部改正（令和 4 年法律第 1 号）

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1（1）及び（2）に伴い、当該年度において納付義務者の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額から、当該出産被保険者の出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間に相当する所得割額及び被保険者均等割額を減額することとするもの
- (2) 上記 1（3）に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの
「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項」 → 「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項」
「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 5 項」 → 「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項」

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日から施行

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち、法附則第6条第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（第32条、<u>第32条の2及び第32条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p>	<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち、法附則第6条第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（第32条<u>及び第32条の2</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p>

改正後	改正前
<p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額</p>	<p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額</p>

改正後	改正前
<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による<u>繰入金並びに</u>国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額 （一般被保険者に係る基礎賦課額）</p>	<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による<u>繰入金及び</u>国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額 （一般被保険者に係る基礎賦課額）</p>
<p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>	<p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>
<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則<u>第35条の2の6第8項又は第11項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項</p>	<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則<u>第35条の2の6第11項又は第15項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項</p>

改正後	改正前
<p>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。 (基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 前3条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦</p>	<p>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。 (基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 前3条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦</p>

改正後	改正前
<p>課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条、<u>第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項</u>において同じ。)は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号及び附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p>	<p>課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条<u>及び第32条第1項</u>において同じ。)は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号及び附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>
<p>第19条 保険料の賦課額のうち、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条、<u>第32条の2及び第32条の3</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第19条 保険料の賦課額のうち、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条<u>及び第32条の2</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額</p>	<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>
<p>第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者</p>	<p>第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者</p>

改正後	改正前
<p>等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条、<u>第32条第2項において準用する同条第1項並びに第32条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項</u>において同じ)は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号及び附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第25条 保険料の賦課額のうち、介護納付金賦課額(第32条<u>及び第32条の3</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>	<p>等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条<u>及び第32条第2項において準用する同条第1項</u>において同じ)は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号及び附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第25条 保険料の賦課額のうち、介護納付金賦課額(第32条<u>及び第32条の3</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>
<p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>	<p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち</p>

改正後	改正前
<p>ち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同</p>	<p>ち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同</p>

改正後	改正前
<p>条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「納付義務者等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1</p>	<p>条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「納付義務者等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1</p>

改正後	改正前
<p>号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた 数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第5項第 3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数 に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に 保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在に において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者であつて前号に該当する者以外のもの 当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数 があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険者の のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる ものの数を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第 1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場 合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第5項 第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後 に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在 において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合 計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付 義務者であつて前2号に該当する者以外のもの 当該年度分の基礎賦課 額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の 端数があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険 者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ れるもの数を乗じて得た額</p>	<p>号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた 数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第5項第 3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数 に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に 保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在に において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者であつて前号に該当する者以外のもの 当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数 があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険者の のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる ものの数を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第 1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場 合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第5項 第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後 に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在 において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合 計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付 義務者であつて前2号に該当する者以外のもの 当該年度分の基礎賦課 額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の 端数があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険 者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ れるもの数を乗じて得た額</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>
<p>第32条の2 当該年度において納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額とする。</p>	<p>第32条の2 当該年度において納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額とする。</p>
<p>2 当該年度において前条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に前条第1項各号に<u>掲げる納付義務者の区分</u>に応じて当該各号に<u>定める割合</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p>	<p>2 当該年度において前条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に前条第1項各号に<u>規定する場合</u>に応じて当該各号に<u>規定する割合</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第32条の3 当該年度において納付義務者の世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</u></p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあっては、<u>出産の日。次条において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></u></p> <p><u>(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p><u>2 当該年度において第32条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める額を減額して得た額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p>(2) <u>当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</u> <u>この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と、前項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</u> <u>この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ」と、第2項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u> <u>（出産被保険者に関する届出）</u></p> <p><u>第32条の4 出産被保険者の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>納付義務者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにする書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにする書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき内容を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p>
<p><u>第32条の5</u> 納付義務者の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、第15条第2項、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、<u>第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項</u>の規定の適用については、第14条第2項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第32条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同</p>	<p><u>第32条の3</u> 納付義務者の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、第15条第2項、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項<u>及び第32条第1項</u>の規定の適用については、第14条第2項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第32条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同</p>

改正後	改正前
<p>条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p>	<p>条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p>
<p>2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 納付義務者の氏名及び住所</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3) 特例対象被保険者等の離職年月日</p>	<p>2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 納付義務者の氏名及び住所</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3) 特例対象被保険者等の離職年月日</p>
<p>3 前項の規定による届出に当たり、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定による届出に当たり、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>(保険料に係る所得割額の算定の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(保険料に係る所得割額の算定の特例)</p>
<p>2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が48万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項、<u>第32条の3第1項及び第2項並びに第32条の5</u>の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）（当該年度の保険料の賦課期日（賦</p>	<p>2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が48万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項<u>及び第32条の3</u>の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）（当該年度の保険料の賦課期日（賦</p>

改正後	改正前
<p>課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該一般被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が48万円以下である被保険者(以下「控除対象者」という。)と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該一般被保険者が国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納</p>	<p>課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該一般被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が48万円以下である被保険者(以下「控除対象者」という。)と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該一般被保険者が国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納</p>

改正後	改正前
<p>付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。) 現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と、第17条中「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。)) 現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の地方税法の規定</p>	<p>付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。) 現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と、第17条中「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。)) 現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の地方税法の規定</p>

改正後	改正前
<p>による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢</p>	<p>による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢</p>

改正後	改正前
<p>16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者にに係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）」とあるのは「特例対象被保険者等」と、第32条の3第1項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該出産被保険者が特例対象被保険者である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該出産被保険者に係る第32条の5の規定を適用</p>	<p>16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者にに係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）」とあるのは「特例対象被保険者等」と</p>

改正後	改正前
<p><u>しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該出産被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。次項において同じ。)</u>とする。</p> <p>3 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>(1) 保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>第32条の5</u>の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者</p> <p>(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、課税標準額（保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいう。）が最も多い金額である被保険者</p> <p>(3) 前号に該当する者が2人以上あるときは、合計所得金額が最も多い金額である被保険者</p> <p>(4) 前号に該当する者が2人以上あるときは、当該被保険者のうち、いずれかの被保険者</p>	<p>する。</p> <p>3 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>(1) 保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>第32条の3</u>の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者</p> <p>(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、課税標準額（保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいう。）が最も多い金額である被保険者</p> <p>(3) 前号に該当する者が2人以上あるときは、合計所得金額が最も多い金額である被保険者</p> <p>(4) 前号に該当する者が2人以上あるときは、当該被保険者のうち、いずれかの被保険者</p>